



お知らせ『りしり富士』

第572号 No1

令和2年2月5日発行

(編集：総務課企画調整係)

確定申告における医療費控除を受ける場合の変更点及び特例について

会計課税務係

○医療費控除を受ける場合の提出書類が変わっています。

確定申告により医療費控除を受けようとする場合、今までは1年分の領収書を提出することで控除の適用を受けておりましたが、医療保険者から交付を受けた医療費通知書（医療費の額を通知する書類）を提出することが義務化されておりますので、確定申告の際はなるべくこの医療費通知書を提出していただくよう、よろしくお願いいたします。

なお、経過措置として今年の令和元年分の確定申告までは従来どおり領収書の提出で医療費控除を受けることが可能となっております。

また、医療費控除については、医療費が10万円未満だから適用にならないといった声をよく耳にしますが、年間医療費の総額から差し引く金額（総所得が200万円未満の方は総所得の5%、200万円以上の方は10万円、保険金などで補填された金額）を除いた部分が該当となり、総所得が200万円未満の場合は10万円未満の医療費でも該当となる場合がありますので、必要に応じて確定申告の際に相談してください。

○セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について

セルフメディケーション税制とは、健康の維持増進や疾病の予防対策として特定健康診査等一定の取組（※1）を行っている方が、一部の市販薬（※2）を購入した際に所得控除を受けられる医療費控除の特例です。

この特例は通常の医療費控除との選択で適用されるもので、年間1万2000円を超えて購入している場合に、上限8万8000円まで所得控除を受けることができます。

また、この「特例」は上記の「医療費控除」と重複して控除を受けることはできません。

※1 一定の取組とは、特定健康診査（メタボ検診など）、予防接種、定期健康診断、健康診査（人間ドックなど）、がん検診などで、確定申告の際にはこれらの受診を証明する書類の提出が必要になります。

※2 一部の市販薬とは、医療用医薬品（処方薬）として使われていた成分が、有効性や安全性に問題がないと判断され、薬局で店頭販売できる市販薬へ転換されたもので、対象製品の多くには税控除になる旨の共通認識マークが入っており、厚生労働省のホームページでも品目一覧を確認できます。

詳しくは役場会計課税務係（TEL 82-1111）までお問い合わせ下さい。

平成31年（令和元年）中に事業等の収入がある方、給与や賃金の収入があり年末調整を行っていない方は令和2年3月16日（月）までに確定申告を行う必要があります。

確定申告の受付及び相談は以下の日程により実施しますので、忘れずにお済ませ下さい。（還付申告の受付も行います。）

月 日	地 区	時 間	場 所
2月13日（木）	野 中	10:00～11:30	野中自治会館
2月14日（金）	南 浜	10:00～11:30	南浜自治会館
	沼 浦	13:00～14:30	沼浦自治会館
2月17日（月）	二 石	9:30～11:00	二石自治会館
2月18日（火）	金崎・鬼脇 清川	9:30～15:30	鬼脇公民館会議室
2月19日（水）			
2月20日（木）	石 崎	9:30～11:00	石崎自治会館
	旭 浜	13:30～15:00	旭浜自治会館
2月21日（金）	雄忠志内	9:30～11:00	雄忠志内自治会館
2月25日（火）	野 塚	9:00～11:00	野塚自治会館
	富士岬	14:00～15:30	富士岬自治会館
2月26日（水）	本 泊	9:00～11:00	本泊自治会館
2月27日（木）	大 磯	9:00～11:00	大磯自治会館
2月28日（金）	鬼脇漁業（青色）	9:00～15:00	利尻漁協鬼脇支所
3月 2日（月） ～4日（水）	鴛泊漁業（青色）	9:00～16:00	役場2階大会議室
3月 5日（木） 6日（金）	湾内・港町・本町 栄町・富士野	9:00～16:00	役場2階大会議室
3月 8日（日） ～16日（月）	町内全地区	9:00～16:00	役場2階大会議室

★★重要★★

※申告時期後半は非常に混雑が予想されますので、準備ができ次第早めの申告を推奨いたします。

※3月8日（日）、14日（土）、15日（日）は10:00～15:00まで受付いたします。

※税務署より確定申告のお知らせハガキまたは納付書入りの小さめの封筒が送られてきた方は、申告の際に必要な情報ですので必ずご持参下さい（税務署から封筒は届きません）。

※収支内訳報告書、所得税青色決算書付表、青色決算申告書が必要な方はお手数ですが役場までお越しくくださいますようお願いいたします。

※障害者手帳（本人・扶養者・配偶者）をお持ちの方はご持参ください。

※生命保険料や国民年金保険料について控除を受ける場合は証明書類の添付が必要ですので必ずご持参下さい（年金から天引きされている場合も源泉徴収票が必要です）。

詳しくは役場会計課税務係（TEL 82-1111）までお問い合わせ下さい。



お知らせ『りしり富士』

第572号 No2
令和2年2月5日発行
(編集：総務課企画調整係)

パート調理員の募集について

利尻郡学校給食組合

調理従事員を、次のとおり募集しますので、ご希望の方は期日までにお申し込みください。

(臨時調理員)

- 1. 募集人員 臨時調理員(パート) 1名
- 2. 勤務場所 利尻郡学校給食共同調理場(給食センター)
- 3. 雇用期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日 (月10日程度勤務)
- 4. 勤務時間 午前7:30～午後4:15まで(昼休み1h)
- 5. 報酬等 パートタイム会計年度任用職員の報酬
期末手当及び費用弁償に関する条例による。
- 6. 提出書類 履歴書、健康診断書
- 7. その他 委細面談による。
- 8. 応募期限 令和2年2月21日(金)まで
- 9. 応募・問い合わせ先 利尻郡学校給食共同調理場(給食センター) TEL83-1057



皆さまのご家庭にある「IP告知端末機」を使った 全国一斉情報伝達訓練を実施します！

訓練放送:令和2年2月19日(水)午前11時00分頃

利尻富士町では、地震・津波災害やミサイル等による武力攻撃などの発生時に、全国瞬時警報システム(Jアラート)で送られる国からの緊急情報を、確実に皆様へお伝えできるよう、町内の「屋外スピーカー」とご家庭に設置の「IP告知端末機」からの情報伝達訓練を行います。この情報伝達訓練は、毎年全国で一斉に行われている訓練ですので、試験放送にご協力ください。

利尻富士町で当日実施する訓練は次のとおりです。

情報伝達手段	内容
IP告知端末機 屋外スピーカー	各家庭に設置してあるIP告知端末機及び各地区の屋外スピーカーから、次の放送内容が一斉に放送されます。 ① チャイム ② 「これは、Jアラートのテストです。」×3回 ③ 放送画面が20分間表示 ※ この放送は最大音量で放送されますのでご注意ください。 ※ 放送内容が異なることがありますのでご了承ください。

注意・災害等とお間違えないようご注意願います。
・試験放送の中止や内容変更を行う場合があります。



【お問い合わせ先】

利尻富士町総務課企画調整係 電話 82-1112

